

第1回「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現」に向けた地域力再生プラットフォーム

次 第

平成24年8月10日(金)

京都府庁 NPO パートナーシップセンター

10:00~12:00

1 開会

2 あいさつ(京都府健康福祉部長 山口 寛士)

3 自己紹介

4 趣旨説明

5 課題解決に向けての協議

○ 「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現」に向けた課題

○ 「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現」に向けて考えられる事業

6 その他

7 閉会

「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現」に向けた
地域力再生プラットフォーム

【構成メンバー】

氏名	所属	職名
大口 孝雄	(株) ジーエス・ユアサビジネスエージェンシー顧問	
大槻 真理子	(NPO) ともの家 施設長	
小出 新一	(福) 全国手話研修センター 就労支援センターとも管理者	
芝田 宇佐男	(NPO) 京都ほっとはあとセンター事務局長	
瀬端 万起	(NPO) Salut サリュ理事長	
土井 善子	京都中小企業家同友会副代表理事	
中崎 ひとみ	(福) 共生シンフォニー常務理事	
原田 紀久子	(NPO) アントレプレナーシップ開発センター理事長	
藤原 さゆり	(福) よさのうみ福祉会 リフレカやの里管理者	
吉岡 隆	オムロン京都太陽(株) 社長付CSR担当	
垣岡 正英	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室施設福祉課長	
齊藤 近滋	京都府商工労働観光部総合就業支援室参事	
長友 弘子	京都府ソーシャル・ビジネスセンター長	
山口 寛士	京都府健康福祉部長	
高宮 裕介	京都府健康福祉部障害者支援課長	

※ 今後、課題解決に当たって必要なメンバーを追加することもある。

※ 50音順(行政除く)です。

24.8.10 「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現に向けた地域力再生プラットフォーム」

資料

「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現」に向けた
地域力再生プラットフォームについて

1 地域力再生プラットフォームとは

地域力再生活動団体（自治会やNPO等）や行政など多様な主体が、共通する課題に応じて集まり、それぞれが得意とするネットワークや知恵を活かし、課題解決や新しい価値創造に向け計画や施策をつくり、実行に移していく場。

また、情報の公開など一定の要件を満たして、施策や事業を協働で企画・実施することを通じて効果的な成果を上げるプラットフォームとする。

- 【要件】
- ①多様な主体と協働して事業を企画・実施
 - ②事務局は府と民間が協働して運営
 - ③多様な主体が参画できるオープンな運営
 - ④ホームページや記者発表等積極的な広報実施
 - ⑤年度末に評価を行い、次年度以降の継続を検討

2 本プラットフォームの内容

○ 障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現

障がい者ひとり一人の自立を実現するために、賃金保障を確保していくだけでなく、個々の働きがいや能力を伸ばす就労のあり方について、既存の枠やシステムにとらわれずに議論し、多様な団体が協力して障がい者の地域参画と就労支援体制を構築する施策を検討し実施していく。

※ 平成25年度の当初予算に向けて事業化を検討

3 スケジュール

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 平成24年8月10日 | 第1回プラットフォーム開催（課題設定と方針検討） |
| 8月30日 | 第2回プラットフォーム開催（プロジェクト案の検討） |
| 9月中旬頃 | 府の重点戦略会議にて次年度の事業概要を提案 |
| 10月頃 | 第3回プラットフォーム開催（提案事業に関する先進事例視察等） |
| 11月頃 | 第4回プラットフォーム開催（事業化の検討） |
| 平成25年1～2月 | 第5回プラットフォーム開催（事業実施に向けた検討） |
- ※ 日程・内容については、今後調整する可能性あり

「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現」 に向けた課題

1 現 状

- 福祉的就労
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所等（障害者自立支援法）
- 一般就労
一般雇用促進、法定雇用率（25.4～一般民間企業2.0%）の設定、特例子会社等（障害者雇用促進法）

2 現在の主な府の施策（別添のとおり）

- 福祉的就労
 - ・ 工賃向上計画に基づく「ほっとはあと製品応援事業」
 - ・ 共同受注を推進する「新ゆめこうば推進事業」等
- 一般就労
 - ・ 知的障害者を府が直接雇用（臨時職員）する「府庁ゆめこうば推進事業」
 - ・ 就職に向けた相談、助言等を行う「はあとふるジョブカフェ」の設置
 - ・ 障害者と企業のマッチングを行う「障害者雇用支援員」の配置
 - ・ 障害者の付添支援を行う「ジョブサポーター」の養成・派遣等

3 課 題

- 福祉的就労
 - ・ 特に就労継続支援B型事業所での工賃では、経済的自立を実現することは困難。
平成23年度平均工賃 就労継続支援A型事業所：87,760円
就労継続支援B型事業所：14,307円
 - ・ 福祉的就労の事業所では、職業訓練機能や一般就労に向けての働きかけが弱い。
 - ・ 従来の福祉的支援の観点から工賃保障して自立支援していくという意識改革が進まない。商品販売やサービス提供を行うにあたって特に必要となるリーダーのマネジメント力が不足している。等
- 一般就労
 - ・ 職場における合理的配慮の確保
 - ・ 中小企業の障害者雇用の取組
 - ・ 法定雇用率の引き上げ、未達成企業への納付金制度の強化
 - ・ 就労を希望する障害者が全て一般就労することが望ましいが、現実的には困難等
- 福祉的就労と一般就労の谷間
 - ・ 社会的雇用の導入等

※ 障がい者制度改革推進会議「就労」合同作業チーム報告書（平成23年6月9日）

結論：安定した雇用・就労に結びついていない障害者に適切な就業の機会を確保するため、試行事業（パイロット・スタディ）として賃金補填の他、多様な働き方の「就労系事業」を実施する。

4 課題解決に向けた目標

- ・ 就労意欲を持つ障害者が地域で働き自立して生活する
- ・ 障害者の就労の選択肢を増やす
- ・ 障害の度合いや種類にかかわらず「働きたいひと」には、働くチャンスを与える環境づくり

新しい仕組みづくり

京都府工賃向上計画

京都府における具体的支援策

「ほっとはあと製品」応援事業等により、各事業所等の工賃向上に向けた取組を支援する。

事業所等への支援策

① 事業所等の意識向上、経営理念・事業計画策定、組織・体制づくりを支援する。

ア 事業所等における工賃向上計画策定の支援 新規

工賃向上計画作成研修を行い、事業所等における工賃向上計画（別紙2）策定を支援する（平成24年度）。また、事業所等で作成された工賃向上計画を効果的に実践していくための研修を行う（平成25、26年度）。

また、指定障害福祉サービス事業者の集団指導の機会を捉えて、工賃向上計画を作成していない就業継続支援A型事業所、生活介護事業所を含め、工賃向上に向けた取組を呼びかける（平成24～26年度）。

イ 経営に携わる役職員への管理者研修 継続

経営幹部として事業運営に必要な考え方、理論、手法を体系的に学び、事業戦略策定能力や組織・体制づくり能力を習得するための研修を行う（平成24～26年度）。

ウ 事業所等への経営コンサルタントの派遣 継続

希望する事業所等へ経営コンサルタントを派遣し、経営診断及び事業の課題に関する助言を行う（平成24～26年度）。

エ 目標工賃を達成した事業所等へのインセンティブの検討 新規

工賃向上計画に基づく取組により、目標工賃を達成した事業所等に対するインセンティブを検討する（平成24～26年度）。

② 工賃向上を達成するための方法論を開発・普及する。

ア プロジェクトチームによる工賃向上に向けた全体的サポート（モデル事業） 新規

モデル事業所等において、経営コンサルタント・デザイナー・商品アドバイザー・流通関係者等からなるチームにより、事業経営見直し、職場改善、製品開発・改良、流通改善まで、工賃向上に向けた取組をトータルで支援する（平成24～26年度）。

イ モデル事業の成果の普及 新規

アのモデル事業で得られた成果を分析した上で、工賃向上のシステムづくりの手引書を作成し、府内の事業所等に普及を図る（平成25年度以降）。

③ 工賃向上を達成するために必要なスキルの習得を支援する。

ア 生産技術等のスキルアップの支援

（ア）事業所等の職員に対する研修等 継続

生産活動に必要な知識やスキルを習得するための研修会・ワークショップを開催する（平成24～26年度）。

事業所等へのものづくりの専門家の派遣 継続

事業所等の課題に合わせた必要な技術を習得するため、ものづくりの専門家（お

菓子作り職人、デザイナー等)を事業所等へ派遣する(平成24~26年度)。

イ 魅力ある商品づくりの支援 継続

一般市場で通用する魅力ある商品づくりのため、研修の実施や専門家の派遣により、マーケティング理論に基づいた商品開発・改良を支援する(平成24~26年度)。

ウ 新たな販路拡大の支援

(ア) 企業等との接点づくり 継続

企業等を対象とした見本市や商談会を開催し、事業所等が自らの製品や技術を企業等にPRし、取引につなげる場をつくる(平成24~26年度)。

(イ) 新たな販路の確保

i 大規模店舗・商店街等における販売拠点の確保 継続

大規模店舗での定期販売会を行うとともに、商店街の空き店舗等を活用した地域の販売拠点をつくる(平成24~26年度)。

ii 企業内販売の推進 継続

企業等の社員向け販売を行い、製品の売上向上を図るとともに、ほっとはあと製品への理解を深める(平成24~26年度)。

iii 販売推進員による営業活動の強化 継続

受注の窓口となる販売推進員を京都ほっとはあとセンターに配置し、企業等に対する営業活動を行う(平成24~26年度)。

iv 共同受注の仕組みの構築 新規

モデル分野において、複数事業所等による共同受注を行い、一つの事業所等では対応できない企業等からの大量発注に対応する仕組みを構築する。また、企業等が発注しやすいようにインターネットによる共同受注窓口を設置する(平成24~26年度)。

v ノベルティ商品等の開発と大量生産システムの構築 新規

企業等のノベルティ(広告・宣伝のために社名等を記して配布する品物)等として活用可能な、京都ほっとはあとセンターのオリジナル商品を開発する(平成24年度)。また、事業所等に対し、オリジナル商品を生産するための技術的支援を行い、大量生産システムづくりを行う(平成25~26年度)。

④ 事業所等における職場環境の整備を支援する 継続

社会福祉施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資を活用し、事業所等における職場環境の整備を支援する(平成24~26年度)。

社会(企業等)側へのはたらきかけ

社会(企業等)に障害のある方の仕事の現場や、ほっとはあと製品について知つてもううための取組を行う。

① 企業等にとってのメリットの周知啓発 継続

発注促進税制(障害者が働く施設などへの発注額を増やした場合の法人税等の軽減措置)やCSR(社会的責任)活動による企業イメージアップなど、企業等にとってのメリットをPRする(平成24~26年度)。

また、企業と事業所等の連携好事例をホームページ・広報等で発信するとともに、販売推進員による営業活動の際に周知していく(平成25~26年度)。

② 企業内販売の推進（再掲）
③ 企業等との接点づくり（再掲）

コーディネート機能を強化する

① 事業所等間をつなぐ。

- ア 共同受注の仕組みの構築（再掲）
- イ ノベルティ商品等の開発と大量生産システムの構築（再掲）
- ウ 地域別交流会・研修会の開催 継続
地元の特産物を活かした製品づくりや地元企業等との連携を進めるため、地域別の事業所等交流会や研修会を開催し、地域特有の課題解決や地域の事業所等間での連携を図る（平成24～26年度）。

② 事業所等と社会（企業等）をつなぐ。

- ア 企業等との接点づくり（再掲）
- イ 積極的な営業活動・PR活動
 - (ア) 販売推進員による営業活動の強化（再掲）
 - (イ) 製品カタログの作成 新規
ほっとはあと製品の製品カタログを作成し、インターネットで閲覧できるようになるとともに、企業等への営業活動で活用する（平成24～26年度）。
 - (ウ) 大規模店舗・商店街等における販売拠点の確保（再掲）
 - (エ) 企業内販売の推進（再掲）
- ウ 企業等との協働・連携
 - (ア) 大学・企業等との連携 新規
大学・企業等の持つノウハウを活かした商品開発や、大学・企業等からの提案に基づいた商品提供等、大学・企業等との連携を強化する（平成24～26年度）。
 - (イ) 農福連携センターの設置 新規
事業所等への農作業委託や農産加工品の製造等、農業と福祉の連携した取組をモデル事業として行う（平成24年度）。モデル事業の成果を踏まえ、農業サイドの需要と福祉サイドの供給をマッチングする農福連携センター機能を整備する（平成25～26年度）。

③ 社会の理解を広める。

- ア 常設店舗における情報発信 継続
常設店舗でほっとはあと製品を販売するとともに、障害のある方の仕事の現場を紹介し、府民にほっとはあと製品について知ってもらう（平成24～26年度）。
- イ ほっとはあと製品のPR 継続
ほっとはあと製品の認知度を高めるため、ホームページ・広報等を活用し、ほっとはあと製品のPRに取り組む（平成24～26年度）。

行政側の直接支援

① 官公需の発注・販売促進

ア 官公需の発注促進 新規

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、ほっとはあと製品、印刷、清掃業務等事業所等への発注促進について、発注方針及び目標値を設定して取り組む（平成 24～26 年度）。

イ 庁舎等を活用し、ほっとはあと製品販売スペースを設置する（平成 24～26 年度）。 継続

② 関係団体との連携促進 継続

地元企業・商工関係団体等に発注・販売等の協力を依頼する（平成 24～26 年度）。

新「ゆめこうば」推進事業について

1 目的

障害者の自立した生活を実現するため、高工賃の支払いを目指す。

2 趣旨

就労継続支援A型事業所や「ゆめこうば出身事業所」等により「ゆめこうば協議会」を設置し、企業等のニーズに応じた競争力のあるサービスや製品を事業所が連携して提供する仕組みを構築して受注機会の拡大を図る。

3 事業内容

(1) 共同受注モデル事業の実施

- 「ゆめこうば協議会」により、モデル（パイロット）となるサービス・製品を検討し、当該サービス等に特化した共同受注のモデル事業を実施する。

モデル事業は、A型事業所を中心としつつもB型事業所も巻き込んだ形での展開とする。

<モデル候補>

- 清掃
- 農業 等

(2) 共同受注システムの構築・運用

- ホームページを立ち上げ、企業からの発注情報と事業所の製品等の情報を登録
- 単独の事業所では受注困難な仕事を事業所が連携して受注できるようコーディネーター（京都ほっとはあとセンター）が調整

4 ゆめこうば協議会について

協議会は就労継続支援A型事業所を中心とし、共同受注等の仕組みの検討や、売れるサービス・製品づくり等を協議する場とする。A型事業所を中心とするのは、一般就労（就労移行支援事業所）とB型事業所の中間に位置し、その両方に関わる情報共有を通じて、新たな事業展開等が検討できるものと考えられるため。

(1) 構成

就労継続支援A型事業所、ゆめこうば出身事業所、参加を希望する就労継続支援B型事業所、ほっとはあとセンター、保健所、介護・地域福祉課、障害者支援課

※ 趣旨に賛同した事業所の集合体（協議の場）をゆめこうば協議会とする。

(2) 協議内容

- 共同受注モデル事業の検討
- 共同受注システムの効果的な運用の検討
- 購買欲のできる事業所製品等のPR、CSRを意識した企業向けPR
- 事業所間の連携による問題意識・ノウハウの共有等

5 実施主体

京都府（（NPO）京都ほっとはあとセンターに委託）

6 事業費 3,000千円（委託料）

事業名	「府庁ゆめこうば」推進事業費
趣旨	府が知的障害者を非常勤職員として直接雇用するとともに、障害者雇用を行う社会福祉法人等に業務を委託することにより、障害者雇用を促進
事業概要	<p>1 事業内容</p> <p>▶ 本庁業務（②～）</p> <p>非常勤職員として知的障害者を雇用して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務 郵便物等の仕分け作業 各課への文書配達 廃棄文書の倉庫搬入 等 ・従事者 知的障害者 4人 (指導業務については、法人に委託) <p>※②、①については、法人への業務委託として事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者：知的障害者3人+ジョブパートナー（指導員）1人 <p>▶ 地域機関（精神保健福祉総合センター、京都高等技術専門校）</p> <p>障害者を雇用する社会福祉法人等に委託して実施</p> <p>※②～③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務：清掃業務、文書配布等業務補助 ・従事者：知的障害者2名+ジョブパートナー（指導員）1人 <p>2 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費（人件費等） ・指導員（ジョブパートナー）配置経費
予算額	②13,990千円

平成24年度 当初予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	障害者就労支援事業費		
予算額	131,951千円	新規・継続の別	継続
	<p>1 趣旨 障害のある人の雇用の確保・拡大を図るため、「はあとふるジョブカフェ」や障害者就労ステップアップセンターによる教育訓練、就労支援、職場定着支援、普及啓発等の施策を総合的に推進</p>		
	<p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) はあとふるジョブカフェの設置 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人の就職に向けた相談、助言、プログラムづくりの支援 ② 企業体験や実習のコーディネート ③ 定着支援サービス ④ 精神障害者に対応するためのPSW(精神保健福祉士)の配置 (2) 障害者雇用支援員の配置 障害者と企業とのマッチングを促進するとともに、企業への相談・助言を実施 (3) ジョブサポーターの養成・派遣 障害者の付添支援を行うジョブサポーターの養成・派遣 (4) 障害者就業・生活支援センターの設置 障害者職業生活自立支援員を配置し、障害者の就業、職場定着、生活支援を実施(7箇所) (5) 企業実習の促進、優良企業知事表彰及び京都はあとふる企業認証の実施 企業の障害者雇用の推進を図るため、企業実習の促進や表彰、企業認証を実施 (6) はあとふる企業応援塾の開催 障害者雇用率未達成企業に対する障害者雇用の理解促進と雇用拡大を図るため、実践的セミナーや優良企業見学会等を実施 (7) 障害者職場適応訓練の実施 訓練後の就労を前提として企業・事業所で業務に従事し、業務や作業環境に適応する訓練を実施 (8) 障害者就労ステップアップ事業の実施 若年障害者を対象に、生活環境が保証される下で、一般就労に繋がるスキルの取得や企業での実習機会を設け、地元企業への就労を支援 		
事業内容 目的 対象 方法等	総合就業支援室 ものづくり振興課	障害者就労支援担当 専門校担当	課・担当 電話番号 075-682-8918 075-414-5101

平成24年度当初予算主要事業概要

		担当課・室名	総合就業支援室 障害者就労支援担当
事業名	地域障害者雇用促進事業	新規	
当初予算額	42,175千円（〔繰入金・緊急雇用対策基金〕42,175千円）	[一般]	千円)
事業内容	<p>1 趣旨 障害者の身近な地域において、「はあとふるジョブカフェ」の支援ノウハウを活かしたきめ細かな就労支援サービスを提供するなど、就労支援を充実・強化することにより、新たな障害者の雇用創出を図る。</p> <p>2 事業概要 障害者に対する就労支援を「はあとふるジョブカフェ」の地域版として府内各地域（障害者就業・生活支援センター（7カ所））において展開するため、セミナーの開催から企業と障害者のマッチング、企業実習・職場定着支援に至るまでの一貫した就労支援を実施する。</p> <p>(1) 支援対象者 各地域において一般企業への就職を目指す障害のある方</p> <p>(2) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者の就労準備性を高める各種セミナーを新たに実施 (ビジネスマナー、電話対応、メンタルトレーニングなど多様なメニュー) ② 企業と障害者とのマッチングの強化（新たにコーディネーターを配置） (企業が求める人材に相応しい求職者（障害者）を企業に結びつける) ③ 企業実習・職場定着の支援を強化（ジョブサポーターを活用） (障害者が働く職場に赴き、仕事や環境に慣れるまで寄り添いサポート) <p>(3) 事業効果 新規就職予定者 100名（全センター合計）</p>		

平成24年度当初予算主要事業概要

		担当課・担当	ものづくり振興課 専門校担当		
事業名	高等技術専門校運営費 (障害者高等技術専門校運営費)	継続	昭和54年度~		
当初予算額	28,419千円 (〔国庫〕540千円 〔財産収入〕353千円 〔一般〕27,526千円)				
1 趣旨 障害者高等技術専門校において、障害者の職業的自立を促進するため、障害者の特性に適合した職業能力開発を実施する。					
事業内容	京都障害者高等技術専門校 (平成22年度新設)				
	訓練科	期間	対象		
	OAビジネス科 (定員15人) 2回	6ヶ月	身体障害者 18歳以上		
	総合実務科 (定員20人)	1年	知的障害者 15歳以上		
	文書作成、ビジネス計算、接遇、事務関連ソフトの知識や技能を習得し、ビジネス現場での基本的対応ができる人材育成を目標とする				
	物流、リネン、環境・介護、接遇の訓練を総合的に行い、職場適応力を身につけて職業人として自立できる人材を養成する				
城陽障害者高等技術専門校 (平成22年度 縫製科を廃科)					
	訓練科	期間	対象		
	紙器製造科 (定員10人)	1年	知的障害者 15歳以上		
	紙箱加工作業、包装などの知識・技能を習得し職場適応力を養成するとともに、訓練や寮生活等を通じて、社会的自立を目指す				
事業実績	21年度	入校者	修了者	就業者	求職・進学者等
		縫製科 定員10人	10人	7人	6人
		紙器製造科 定員10人	10人	4人	4人
	22年度	計 定員20人	20人	11人	10人
		OAビジネス科(前期)	15人	15人	9人
		OAビジネス科(後期) 定員各15人	12人	11人	10人
		総合実務科 定員20人	20人	14人	12人
		紙器製造科 定員10人	10人	7人	6人
		計 定員60人	57人	47人	37人

平成24年度当初予算主要事業概要

		担当課・担当	ものづくり振興課 専門校担当																																								
事業名	高等技術専門校運営費	継 続	開始年度（事業内容に記載）																																								
当初予算額	140,792千円 〔国庫〕25,913千円 〔使手〕12,805千円 〔諸収入〕5,174千円 〔一般〕94,483千円	〔財産収入〕2,417千円																																									
事業内容	<p>1 高等技術専門校費（昭和20年度～） 職業能力開発促進法に基づき設置する高等技術専門校（障害者校を除く）の管理運営費（学卒者訓練、離転職者・求職者訓練）</p> <p>2 指導員研修事業費 訓練指導員としての基礎研修を実施するとともに、専門技術の向上及び効果的な指導を行うための訓練方法についての研修を実施する。</p> <p>3 在職者訓練事業費（昭和5.7年度～） 技術革新の進展に伴う技術の高度化と質的変化に対応するため、また、在職中に離転職の準備を行うため、労働者に技能を追加向上させるための訓練を行う。</p> <p>4 無料職業紹介事業費 府立3校での職業紹介業務に係る経費 (訓練生の資質、能力に応じた就職の促進を容易にする、また事業主のニーズを直接把握し、ニーズに応えた職業訓練の推進を図る) ※障害者校については、障害者職業相談室ほか各職安において主として実施</p>																																										
事業実績	<p>22年度実績</p> <p>◆普通職業訓練等 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入 校 者</th> <th>修 了 者</th> <th>就 業 者</th> <th>進学者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都高等技術専門校 6科 定員105人</td> <td>101</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>陶工高等技術専門校 3科 定員50人</td> <td>49</td> <td>48</td> <td>41</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>福知山高等技術専門校 4科 定員70人</td> <td>59</td> <td>42</td> <td>38</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計 定員225人</td> <td>209</td> <td>154</td> <td>143</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆在職者訓練 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受 講 者</th> <th>修 了 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都高等技術専門校 14コース 定員226人</td> <td>198</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>陶工高等技術専門校 6コース 定員80人</td> <td>86</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>福知山高等技術専門校 40コース 定員473人</td> <td>344</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>計 定員779人</td> <td>628</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table>				入 校 者	修 了 者	就 業 者	進学者等	京都高等技術専門校 6科 定員105人	101	64	64	0	陶工高等技術専門校 3科 定員50人	49	48	41	7	福知山高等技術専門校 4科 定員70人	59	42	38	4	計 定員225人	209	154	143	11		受 講 者	修 了 者	京都高等技術専門校 14コース 定員226人	198	169	陶工高等技術専門校 6コース 定員80人	86	80	福知山高等技術専門校 40コース 定員473人	344	283	計 定員779人	628	532
	入 校 者	修 了 者	就 業 者	進学者等																																							
京都高等技術専門校 6科 定員105人	101	64	64	0																																							
陶工高等技術専門校 3科 定員50人	49	48	41	7																																							
福知山高等技術専門校 4科 定員70人	59	42	38	4																																							
計 定員225人	209	154	143	11																																							
	受 講 者	修 了 者																																									
京都高等技術専門校 14コース 定員226人	198	169																																									
陶工高等技術専門校 6コース 定員80人	86	80																																									
福知山高等技術専門校 40コース 定員473人	344	283																																									
計 定員779人	628	532																																									

平成24年度当初予算案主要事項説明

教育委員会

事業名	就労支援事業費																	
予算額	9,300千円	新規・継続の別	継続															
	<p>1 目的</p> <p>障害のある生徒の自立と社会参加を促進するため、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図るとともに、積極的な企業訪問や啓発を通して、職場開拓や実習先の確保に努める。</p>																	
	<p>2 内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th colspan="2">事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ふれあい・心のステーション」</td><td>内容</td><td>府立特別支援学校全11校が参加 生徒が自ら製作品の販売実習・実演を行い、 府民との交流や企業の理解啓発を図る。 (窯業・木工・縫製・農産品等)</td></tr> <tr> <td></td><td>時期</td><td>平成24年9月(障害者雇用支援月間)</td></tr> <tr> <td></td><td>場所</td><td>大丸京都店</td></tr> <tr> <td>特別支援学校高等部生徒の就労支援</td><td>内容</td><td>進路指導担当教員等がハローワーク等と連携し、新しい職場の開拓や現場実習の受入先の確保に一層取り組めるよう、非常勤講師を配置する。</td></tr> </tbody> </table>			事項	事業内容		「ふれあい・心のステーション」	内容	府立特別支援学校全11校が参加 生徒が自ら製作品の販売実習・実演を行い、 府民との交流や企業の理解啓発を図る。 (窯業・木工・縫製・農産品等)		時期	平成24年9月(障害者雇用支援月間)		場所	大丸京都店	特別支援学校高等部生徒の就労支援	内容	進路指導担当教員等がハローワーク等と連携し、新しい職場の開拓や現場実習の受入先の確保に一層取り組めるよう、非常勤講師を配置する。
事項	事業内容																	
「ふれあい・心のステーション」	内容	府立特別支援学校全11校が参加 生徒が自ら製作品の販売実習・実演を行い、 府民との交流や企業の理解啓発を図る。 (窯業・木工・縫製・農産品等)																
	時期	平成24年9月(障害者雇用支援月間)																
	場所	大丸京都店																
特別支援学校高等部生徒の就労支援	内容	進路指導担当教員等がハローワーク等と連携し、新しい職場の開拓や現場実習の受入先の確保に一層取り組めるよう、非常勤講師を配置する。																
担当課名	特別支援教育課 指導推進担当 教職員課 企画調整担当	電話番号	075-414-5835 075-414-5789															

24.8.10 「障がい者の働きがいと能力を活かす地域の実現に向けた地域力再生プラットフォーム」

参 考 資 料

障害者の就労をめぐる状況について

1 全国の状況・・・別紙1（厚生労働省HP抜粋）

2 京都府の状況

(1) 障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援A型・B型）の状況

(平成24年8月1日現在)

	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）
事業所数（箇所）	45	27	192
定員数（人）	602	496	3,903

(2) 就労系障害福祉サービス事業所の平均工賃（月額）

(平成24年3月31日現在の事業種別で集計)

事業種別	平成23年度			平成18年度			A-B
	施設数	定員数	平均工賃額(A)	施設数	定員数	平均工賃額(B)	
就労継続支援A型事業所	22	414	87,760	2	30	71,870	15,890
就労継続支援B型事業所	157	3,271	14,307	17	347	14,589	▲282
身体授産施設	3	95	24,644	26	649	16,403	8,241
知的授産施設	12	464	17,997	66	2,429	11,984	6,013
精神授産施設	4	73	6,840	17	336	13,230	▲6,390
福祉工場	1	30	56,468	2	130	169,016	▲112,548
全施設平均工賃	199	4,347	22,032	130	3,921	16,986	5,046
工賃倍増計画対象施設	176	3,903	14,864	126	3,761	12,999	1,865
全国平均	-	-	-	-	-	12,222	-

(3) 京都府工賃向上計画における目標工賃設定状況

サービス種別	目標工賃（月額）			目標工賃（時間額）		
	H24	H25	H26	H24	H25	H26
就労継続支援B型事業所	16,000	18,000	20,000	240	260	280
就労継続支援A型事業所	72,000	77,000	81,000	790	800	810
生活介護事業所	10,000	11,000	12,000	140	150	160
地域活動支援センター	900	1,000	1,100	-	-	-

事業所工賃向上計画策定状況は別紙2のとおり

(4) 福祉施設から一般就労への移行

	身体障害	知的障害	精神障害	合計（人）
平成20年度	5	33	7	45
平成21年度	5	32	11	48
平成22年度	18	72	32	122

(5) はあとふるジョブカフェ利用状況（平成24年6月末）・・・別紙3



別紙1

障害者の就労支援対策の状況

1 障害者就労支援について

障害者自立支援法が2006(平成18)年度に施行され、さらに2007(平成19)年2月に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」において、「福祉から雇用へ」推進5か年計画の策定を行い、障害者の地域における福祉的就労から一般就労への移行を推進することとしたところですが、労働部局との連携のもと、障害者の就労支援を一層図ることとしています。

「成長力底上げ戦略」については <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou/dai3/3gijisidai.html>

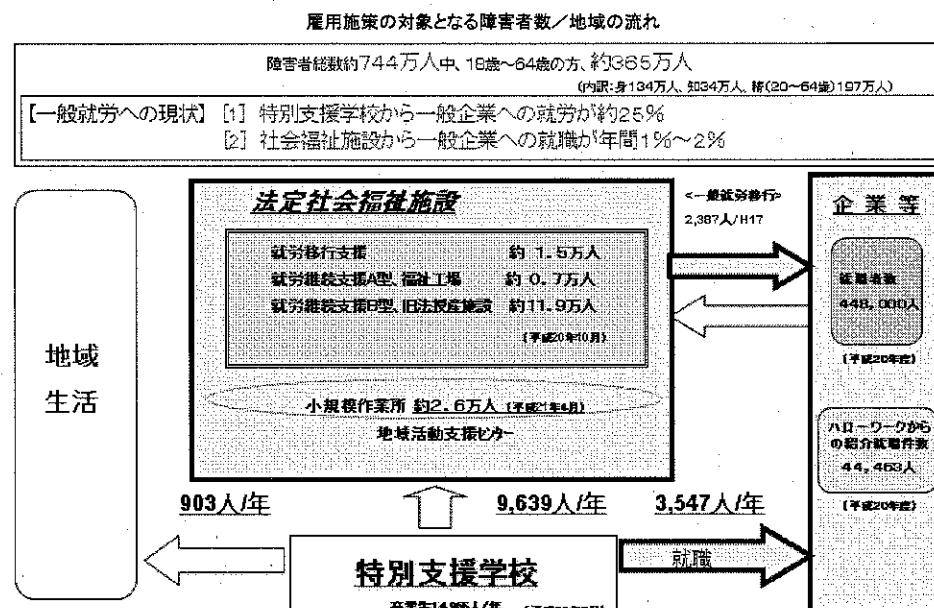
2 障害者就労の現状

(1)雇用施策の対象となる障害者数

障害者総数は約744万人となっており、このうち、雇用施策対象者(18歳~64歳の方)、約365万人(身体障害者134万人、知的障害者34万人、精神障害者197万人(20歳~64歳))となっています。

(2)一般就労への現状

特別支援学校から一般就労への就労が約25%となっている一方で、社会福祉施設から一般企業への就職は年間1%から2%にとどまっています。



【出典】H18(身体)/H17(知的)実態調査、H20患者調査、H20社会福祉施設等調査、H21学校基本調査(文部科学省)、厚生労働省調べ等

3 障害者に対する就労支援

障害者の地域における就労支援を進めるため、以下の施策を実施しています。

障害者自立支援法における就労支援事業

対象者	就労移行支援	就労継続支援	
		A型	B型
就労を希望する65歳未満の障害で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者	
【利用者像】 養護学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい 就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性にあった職場で働きたい 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい	【利用者像】 養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している	【利用者像】 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった 一般就労していくが、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難	

サービス内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施	通所により、原則雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について支援	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に向けた支援
配置基準	職業指導員及び生活支援員6:1以上 就労支援員15:1以上	職業指導員及び生活支援員10:1以上	職業指導員及び生活支援員10:1以上
報酬単価※	759単位	481単位	481単位

この他

- ・精神障害者社会適応訓練事業(精神障害者を一定期間、事業所に通わせ環境適応能力等の涵養を図るための訓練を実施)
 - ・知的障害者職親委託制度(知的障害者を一定期間、事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を実施)等の事業がある
- (※)いずれも「定員21人以上40名以下」の場合、また、就労継続支援は10:1の配置の場合

3 障害者に対する就労支援

(1)「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

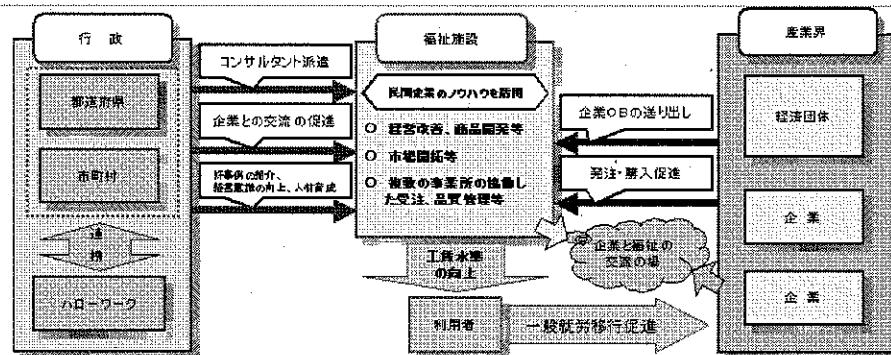
「成長力底上げ戦略」に基づく「福祉から雇用へ」へ推進5か年計画の一環として、福祉施設において働く障害者の工賃水準を引き上げるための取組を推進しています。

○平成22年度における工賃倍増5か年計画支援事業の実施方法については、こちらをご覧ください。(H22.4.2付事務連絡)

([1~8ページ \[236KB\]](#)、 [9~10ページ \[497KB\]](#)、 [11~16ページ \[457KB\]](#)、 [17~21ページ \[361KB\]](#)、 [全体版 \[1.554KB\]](#))

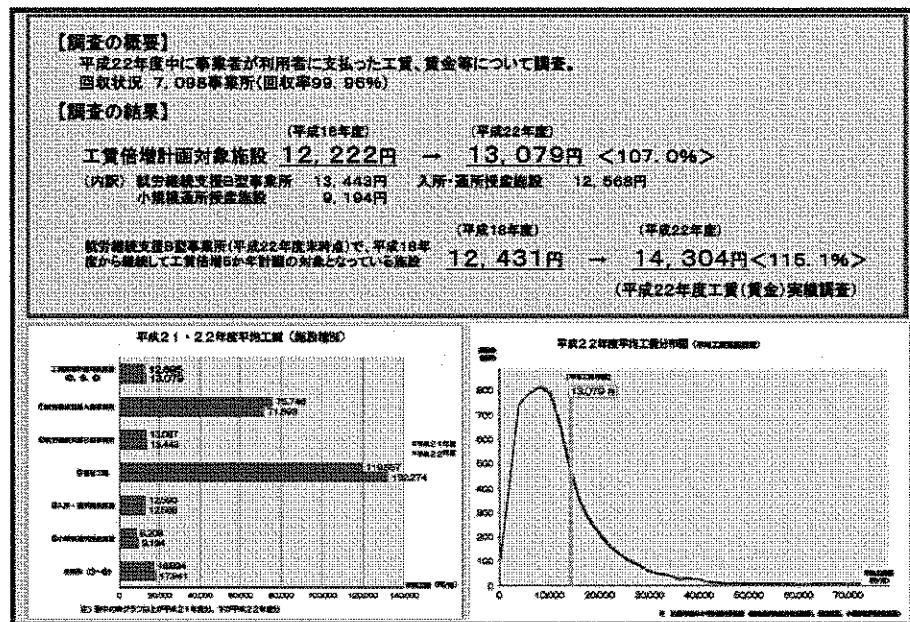
「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組を推進。
- 具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下の取組を実施。
 - ・ 経営コンサルタントや企業OBの受け入れによる経営改善、企業経営感覚(視点)の醸成
 - ・ 一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓 等
- 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う取組の推進、工賃引上げに積極的な事業所における好事例の紹介、事業者の経営意識の向上及び事業所職員の人材育成に資する研修・説明会の開催。



(参考)平成22年度平均工賃(賃金)月額の実績

平成22年度平均工賃(賃金)月額の実績



工賃実績の詳細はこちらをご覧ください

都道府県で作成している計画、事業、障害福祉施設の製品・サービス紹介等はこちらをご覧ください

(2)障害者の働く場に対する発注促進税制について

障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産(減価償却資産)を割増して償却することができる制度です。これにより、授産施設等への仕事の発注・物品購入を促進させたいと考えています。

※ 第33回社会保障審議会障害者部会資料より

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

概要

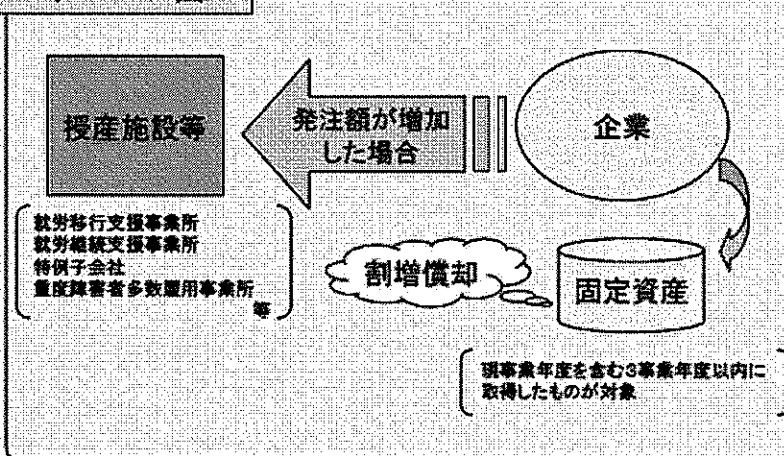
- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 赤色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 制度として償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)

(※) 固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置
 - ・ 企業(法人) : 平成20年4月1日～平成25年3月31日
 - ・ 個人事業主 : 平成21年1月1日～平成25年12月31日

対象となる発注先

- ※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設(身体・知的・精神)
- ・ 旧福祉工場(身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



普通償却限度額

$$\text{償却限度額} = \text{前年度からの発注増加額(※)} +$$

[※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%の
を限度とする。]

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
- ・ 発注増加額が20万円の場合

$$\begin{aligned} \text{普通償却限度額(①)} &= 1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円} \\ \text{発注増加額(②)} &= 20\text{万円} \\ (\text{合計})\text{償却限度額(①+②)} &= 120\text{万円} \end{aligned}$$

[例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。]

発注促進税制の詳細(パンフレット)は

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/zeisei/index.html>

5 関連するリンク

- 障害者雇用対策について
[厚生労働省職業安定局\[障害者雇用対策課\]](#)
- 職業能力開発について
[厚生労働省職業能力開発局\[障害者能力開発\]](#)
- 障害者職業センターや障害者雇用納付金制度について
[独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構](#)
- 農業分野における就労支援について
[農林水産省経営局就農・女性課](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

工賃向上計画策定状況

別紙2

1 工賃向上計画シート提出事業所数

(事業所数)

	京都市	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後	京都府計
就労継続支援(A型)	2	1	1	-	-	-	1	1	6
就労継続支援(B型)	97	11	27	4	14	11	8	14	186
生活介護	6	1	10	1	5	2	3	3	31
地域活動支援センター	-	-	-	-	1	-	-	-	1
合計	105	13	38	5	20	13	12	18	224

2 目標工賃月額

	月額選択事業所数	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		工賃支払総額	延人数	平均工賃月額	工賃支払総額	延人数	平均工賃月額	工賃支払総額	延人数	平均工賃月額
就労継続支援(A型)	6	62,796,182	876	71,685	70,389,888	920	76,511	77,686,636	964	80,588
就労継続支援(B型)	176	655,130,709	44,085	14,861	707,351,970	45,446	15,565	767,276,190	46,713	16,425
生活介護	29	75,128,836	7,645	9,827	80,593,801	7,833	10,289	86,427,994	7,985	10,824
地域活動支援センター	1	86,400	96	900	108,000	108	1,000	132,000	120	1,100
合計	212	793,142,127	52,702	15,050	858,443,659	54,307	15,807	931,522,820	55,782	16,699

3 目標工賃時間額

	時間額選択事業所数	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		工賃支払総額	延時間数	平均工賃時間額	工賃支払総額	延時間数	平均工賃時間額	工賃支払総額	延時間数	平均工賃時間額
就労継続支援(A型)	3	27,666,400	35,181	786	33,381,200	42,062	794	38,717,000	47,950	807
就労継続支援(B型)	95	426,797,078	1,989,253	215	456,007,908	2,045,104	223	492,520,508	2,085,762	236
生活介護	15	48,264,039	333,576	145	51,161,231	337,683	152	54,236,891	341,365	159
地域活動支援センター	0									
合計	113	502,727,517	2,358,010	213	540,550,339	2,424,849	223	585,474,399	2,475,077	237

<参考>平成23年度平均工賃月額(暫定)

障害種別	施設種別	事業所数	工賃支払総額	工賃支払対象者延べ人数	平均工賃(月額)②÷①
就労継続支援(A型)		22	397,202,195	4,526	87,760 円
就労継続支援(B型)		157	510,647,631	35,691	14,307 円
身体	入所授産	1	9,291,103	239	38,875 円
	通所授産	2	10,325,674	557	18,538 円
身体小計		3	19,616,777	796	24,644 円
知的	入所授産	1	5,169,450	516	10,018 円
	通所授産	11	97,794,015	5,205	18,788 円
	福祉工場	1	16,827,317	298	56,468 円
知的の小計		13	119,790,782	6,019	19,902 円
精神	通所授産	2	3,946,432	467	8,451 円
	小規模通所授産	2	1,019,410	259	3,936 円
精神小計		4	4,965,842	726	6,840 円
小計		199	1,052,223,227	47,758	22,032 円

工賃倍増対象	176	638,193,715	42,934	14,864 円
--------	-----	-------------	--------	----------

はあとふるジョブカフェ利用状況(6月末)

6月末日現在の「はあとふるジョブカフェ」の利用状況等について報告します。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
延べ来所者数	986	2,809	3,640	4,018	694	12,147
1日平均来所者数	3.4	9.6	12.3	13.5	9.3	9.7
新規登録者数	304	237	240	194	57	1,032
就職内定者数	41	104	145	172	47	509
就職内定率						49.3%

□障害種別の利用状況(累計)

	来所者数	割合	実来所者数	内定者
身体障害	3,453	28.5%	385	204
知的障害	2,561	21.1%	156	100
精神障害	4,719	38.9%	407	174
その他(発達障害等)	1,392	11.5%	84	31
計	12,125		1,032	509

□年齢別の利用状況(累計)

	来所者数	割合
35歳未満	7,232	59.6%
35歳～49歳	4,049	33.4%
50歳以上	844	7.0%
男性	8,530	70.4%
女性	3,595	29.6%

京都府の障害者雇用の状況

※毎年6月1日現在の企業からの障害者雇用

状況報告による(56人以上の規模の企業)

「障害者の数」は以下の者の合計。

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

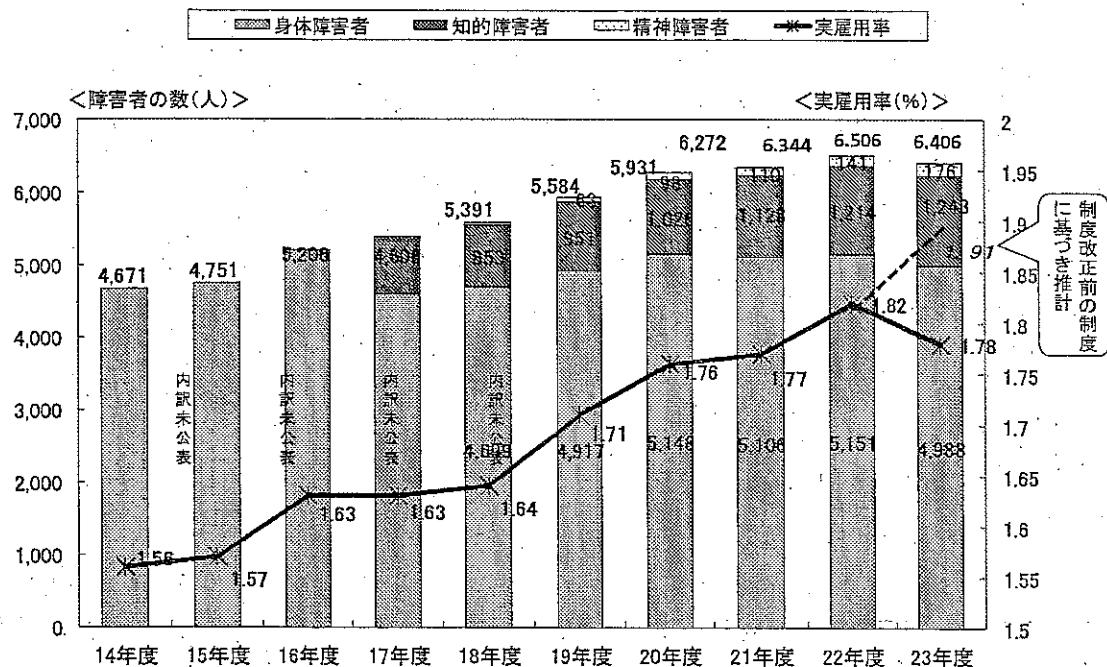
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神・知的・身体障害者(短時間労働者は0.5カウント)

(1) 障害者の雇用数・実雇用率の推移



年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害者	4,671	4,751	5,206	4,606	4,699	4,917	5,148	5,106	5,151	4,988
知的障害者	0	0	0	785	853	951	1,026	1,128	1,214	1,243
精神障害者	0	0	0	0	32	63	98	110	141	176
計	4,671	4,751	5,206	5,391	5,584	5,931	6,272	6,344	6,506	6,406
実雇用率	1.56	1.57	1.63	1.63	1.64	1.71	1.76	1.77	1.82	1.78

実雇用率(企業規模別)	
年度	23年度
(56~99人)	1.51
(100~299人)	1.76
(300~499人)	1.79
(500~999人)	1.71
(1000人以上)	1.89
全体	1.78

(推計1.91)
*制度改正前の制度に基づき推計した雇用率

京都府の障害者の雇用状況等

(資料:京都労働局)

【京都府及び全国の状況】

	京 都 府			全 国		
	企業数(社)	実雇用率(%)	達成企業の割合(%)	企業数(社)	実雇用率(%)	達成企業の割合(%)
平成23年	1,429	1.78	48.1	75,313	1.65	45.3
平成22年	1,358	1.82	49.5	71,830	1.68	47.0
平成21年	1,376	1.77	47.5	72,328	1.63	45.5
平成20年	1,389	1.76	48.0	73,042	1.59	44.9
平成19年	1,397	1.71	45.7	71,224	1.55	43.8

【企業規模別実雇用率の状況】

	京 都 府		全 国	
	23年	22年	23年	22年
56 ~ 99人	1.51	1.91	1.36	1.42
100 ~ 299人	1.76	1.70	1.40	1.42
300 ~ 499人	1.79	1.80	1.57	1.61
500 ~ 999人	1.71	1.69	1.65	1.70
1,000人以上	1.89	1.91	1.84	1.90
合 計	1.78	1.82	1.65	1.68

【主な産業別実雇用率の状況】

	京 都 府		全 国	
	23年	22年	23年	22年
建 設 業	1.58	1.96	1.46	1.56
製 造 業	1.78	1.79	1.77	1.78
電気・ガス・熱供給・水道業	3.47	2.82	1.85	1.94
情 報 通 信 業	1.22	1.19	1.39	1.35
運 輸 業・郵 便 業	2.60	2.22	1.69	1.88
卸 売 業・小 売 業	1.25	1.17	1.41	1.48
金 融 業・保 険 業	1.60	1.73	1.73	1.73
宿泊業・飲食サービス業	1.66	1.14	1.49	1.58
教 育・学 習 支 援 業	1.53	1.71	1.37	1.40
医 療・福 祉 業	2.19	2.42	1.90	2.02
複 合 サ ー ビ ス 業	1.73	1.95	1.79	1.82
サ ー ビ ス 業	1.75	2.51	1.60	1.63
合 計	1.78	1.82	1.65	1.68

【京都府の各機関(京都府及び府内の各市町村等の機関)における障害者の在職状況】

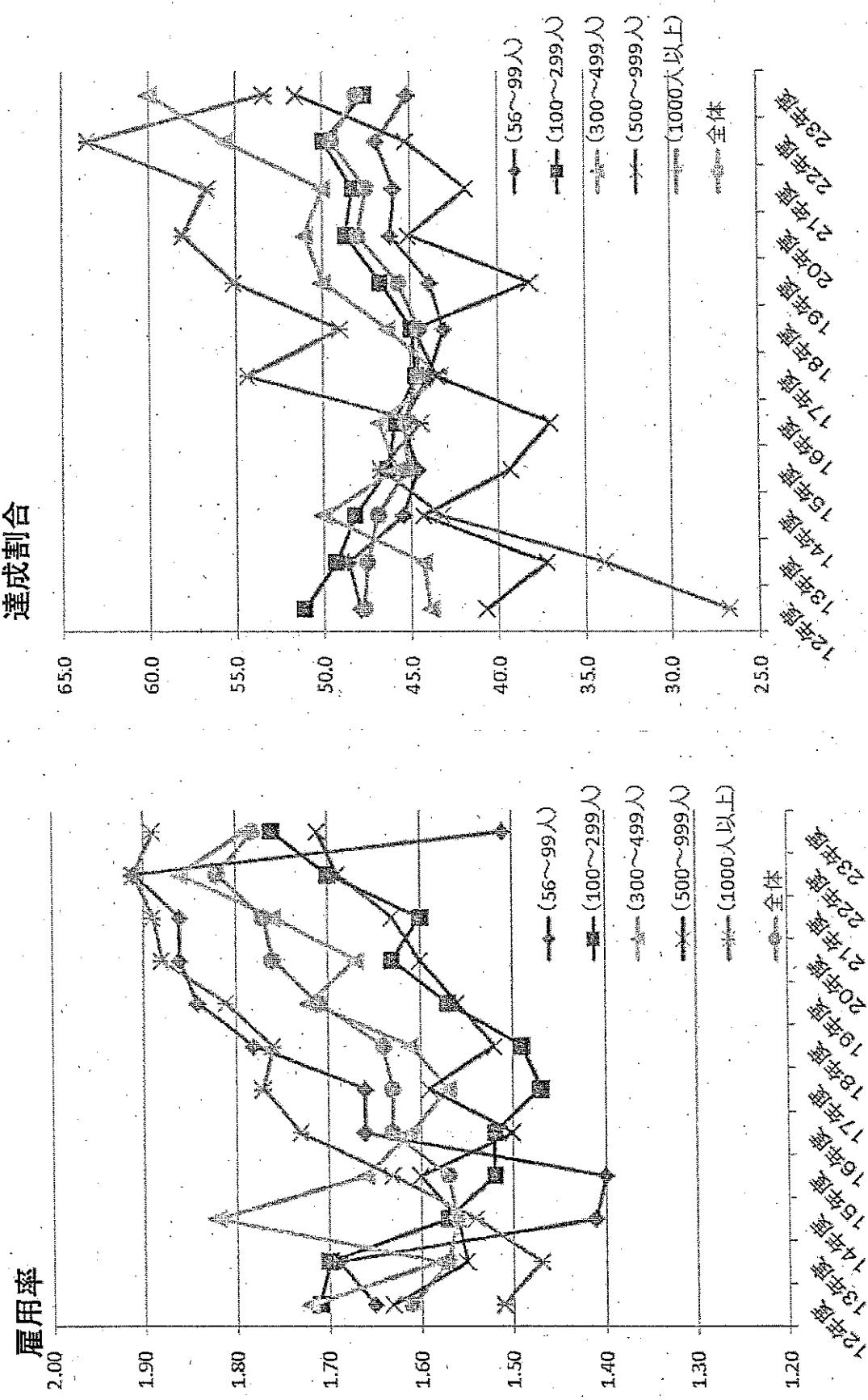
機 関 名	23年	22年
京都府(知事部局)	2.62%	2.70%
京都府(旧企業局)	2.94	2.94
京都府警察本部	3.37	3.50
京都府教育委員会	2.13	2.16

※ 都道府県の法定雇用率 2.1%
都道府県教育委員会の法定雇用率 2.0%

※ なお、府内市町村の実雇用率は全体で2.26%

京都府の障害者雇用状況

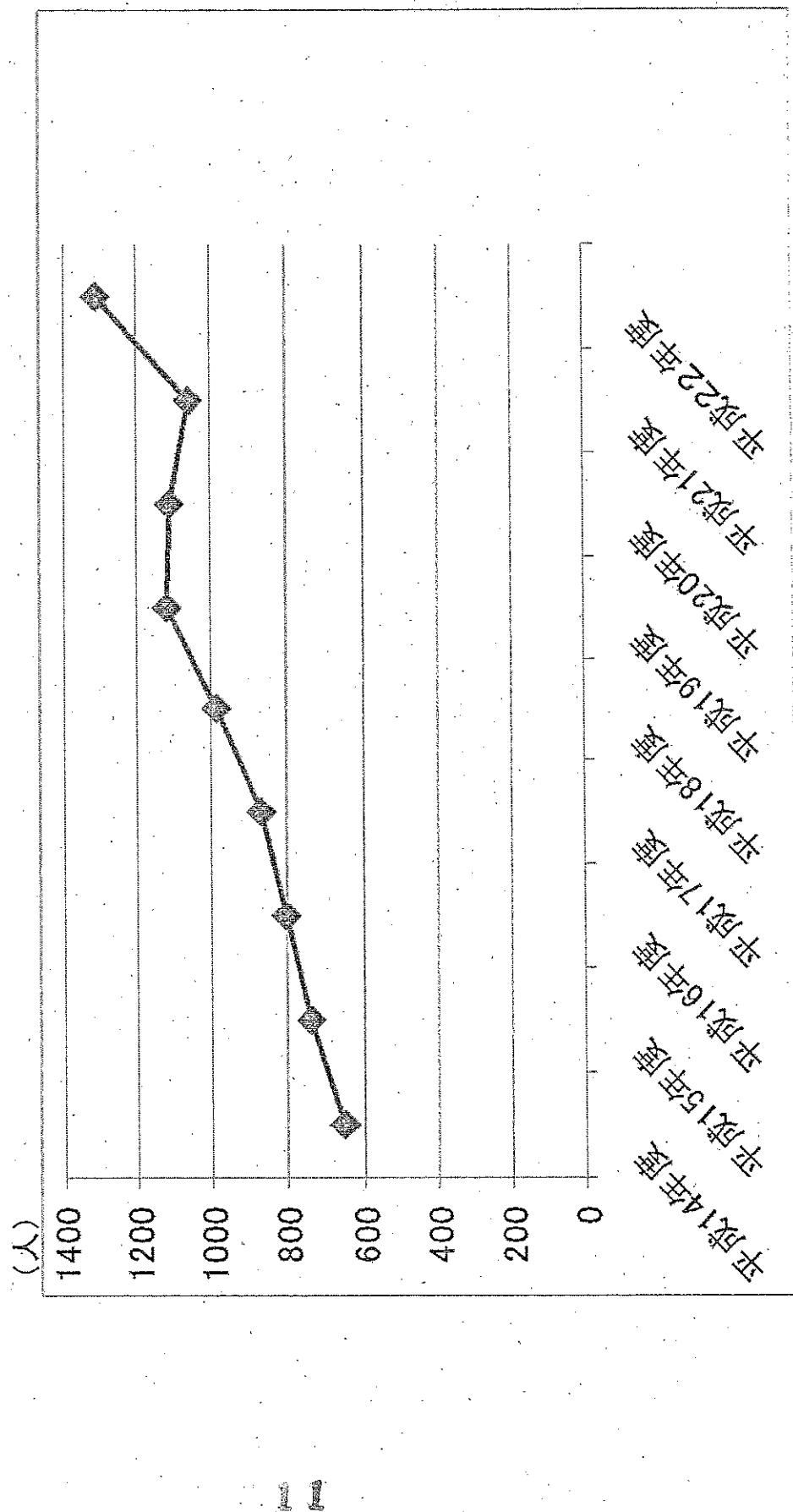
(2) 障害者雇用状況(企業規模別)



京都府の障害者雇用をめぐる状況

(3) 障害者の就職件数の推移

- ハローワークにおける障害者の就職件数は雇用情勢が厳しいにもかかわらず、平成21年度と比較して大きく伸びている。(22年度は過去最高。)



事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願ひいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	⇒ 2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	⇒ 2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒ 2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

障害者雇用 Q&A

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根柢には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

＜利用可能な支援の例＞

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakouyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク